Ⅰ-1　学校安全全体計画

栗原市立一迫小学校

日本国憲法

安全教育に関する関係法規

・教育基本法
・学校教育法
・学校保健安全法及びその他関連法
・教育委員会の方針，目標等

学習指導要領

学校教育目標

夢に向かってたくましく生きる，
心豊かな子どもの育成

安全教育の目標（重点）

・「自らの身を守り，乗り切る力」の育成
・「知識を備え，行動する力」の育成
・「地域の安全に貢献する心」の育成
・「安全な社会に立て直す力」の育成
・「安全安心な社会づくりに貢献する心」の育成

安全に関する学校の現状等

・学校の北側は，県道を挟んで野球場と堤防があり，そこには迫川が流れている。東側にも敷地に沿って川が流れている。どちらも洪水の心配はほとんどないといってよいが，迫川は大雨で河川敷まで広がることもある。
・年３回の,避難訓練のうち，１回は災害時を想定した児童引き渡し訓練を行っている。

安全教育及び安全教育の方針等

災害安全	交通安全	生活安全（防犯を含む）
○ 自然災害発生時における危険について理解し，命を守るため安全に避難する方法を見に付ける。 ○ 災害発生時における自分の役割を考え，貢献しようとする。 ○ 地域と連携した防災訓練を実施する。	○ 交通安全に対する知識・理解を深め，歩行者としての安全マナーや自転車の安全な乗り方を身に付けさせる。 ○ 道路における危険を理解し危険予測能力を高める。 ○ 交通安全教室を実施する。 ○ 自転車点検を実施する。	○ 学校内での危険や危険箇所を理解し，危険予測能力を高める。 ○ 家庭・地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し，巻き込まれないための行動ができるようにする。 ○ 不審者に対する適切な対処方法や行動がとれるようにする。

家庭・地域・関係機関との連携

● 地域学校安全委員会（栗原市危機管理室／栗原消防署／築館警察署／自治会長／民生委員／ＰＴＡ）

教職員の校内研修

● 学校安全全体計画及び危機管理マニュアルの理解と役割分担／心肺蘇生法

各教科／道徳／特別活動等

○ 教科（体育科保健領域，理科，家庭科等），道徳や特別活動（学級活動／児童会活動／クラブ活動／学校行事），総合的な学習の時間における安全な行動，安全確保のための学習活動。
※ 特に，避難訓練（地震，火災，不審者）における安全確保のための行動訓練や事前事後の指導。
○ 朝や帰りの会のおける，事故防止のための指導や避難訓練等における避難行動避難経路についての指導。

１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生
○ 安全な登下校の仕方が分かり，登下校できる。また，校舎内での安全な行動や，遊具の安全な使用の仕方が分かり，実践できる。 ○ 集団で行動しながら，安全な避難行動ができる力を身に付けさせる。（教職員の指導のもと）		○ 安全に学校生活を送るための，ルールを理解し，危険を予測する力を身に付けさせる。 ○ 訓練や指導をとおして，適切な安全のための行動（自分で自分の身を守ること）ができるようにさせる。		○ 安全に関する知識を見に付け，学校生活や日常生活の中で，適切な行動できるようにさせる。 ○ 適切に，避難行動ができることに加え，周囲の安全について配意する力を身に付けさせる。	

安全管理（　対人，対物　）

対人管理	対物管理
○ 遊具の使用や授業時間以外の学校施設の利用について指導する。 ○ 登下校時の自転車や歩き方，スクールバスの利用について指導する。 ○ 教職員が連携して児童の心身の健康状態の観察に努める。（特に朝の健康観察）	○ 校舎内外の安全点検（教職員） 管理棟／低・中・高学年棟／特別教室棟／体育館／校庭／通路／階段／トイレ／水道／プール施設 ○ 消防設備点検（外部業者） ○ 理科室薬品点検（備品整理時） ○ 戸締り確認／校内巡視点検（毎日）